

災害時等における施設の提供協力に関する協定書

横浜市戸塚区（以下「甲」という。）と中外製薬株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、横浜市内において、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1項第1号に定める災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙の施設である中外ライフサイエンスパーク横浜（住所：横浜市戸塚区戸塚町216番地）の一部を開放し、甲及び乙が協力して避難者に対して円滑な支援を行うために必要な事項を定めるものとする。本協定による乙の施設の利用可能な範囲は、別紙のとおりとする。

（避難施設）

第2条 本協定における避難施設とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 災害時等に、あらかじめ避難所が不足することが明らかな場合、多数の避難者で避難所のスペースが不足して機能しない場合等において、甲が開設の必要があると認めた避難所（以下「補充的避難所」という。）
- (2) 災害時等に、甲が開設の必要があると認めたもの

（避難施設の開設、運営及び閉鎖）

第3条 甲は、災害時等に避難施設の開設が必要であると判断したときには、乙に要請するものとする。

- 2 乙は、前項の甲からの要請に対し、施設の安全を確認し、社員等の留置きを行ったうえで、対応の可否を判断するものとする。
- 3 前項に基づき乙が甲からの避難施設の開設の要請に対応すると判断した場合、避難施設の開設及び運営は、乙が行うものとする。なお、当該避難施設が補充的避難所の場合、乙は避難者に対して運営に係る業務の一部の実施を要請することができる。
- 4 乙は、避難者を受入れたときは、可能な限りその状況を甲に報告するものとする。
- 5 甲は、災害時等における避難施設の開設状況について、乙事業所周辺の住民に対し、情報提供に努めるものとする。
- 6 ペットの同伴避難及び受入れは不可とする。
- 7 避難者の受入れは、甲からの避難施設閉鎖の通知を受けた時点で終了するものとする。
- 8 甲は、前項の規定により避難者の受入れが終了した後において、なお施設から退去しない避難者がいるときは、乙と協力して退去を促すものとする。

（物資）

第4条 乙は、避難者のために、飲料水、食料、トイレ等その他の災害用備蓄品を提供する。

- 2 前項の災害用備蓄品は、甲乙協議のうえ決定し、乙は災害用備蓄品のリストを甲と共有するものとする。

(経費の負担)

第5条 避難施設の開設及び運営に伴う経費が発生する場合は、原則として乙が負担するものとする。

(補償等)

第6条 避難施設の開設及び運営に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用等については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(免責)

第7条 避難施設の提供に伴う避難者の不慮の事故・病気・怪我等、避難者の物品等の紛失等及び避難者間のトラブル等について、乙は一切の責任を負わないものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の3月前までに甲又は乙から相手方に対して期間満了によりこの協定を終了する旨の申し出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後もまた同様とする。

2 前項にかかわらず、甲又は乙が相手方に対してこの協定の解約を申し出たときには、相手方は協議に応じなければならない。

(その他)

第9条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。なお、甲乙協議のうえ、別途運用マニュアルを作成するものとする。

附則

この協定は、令和5年4月27日から施行する。

本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙両者記名のうえ各自1通を保管するものとする。

令和5年4月27日

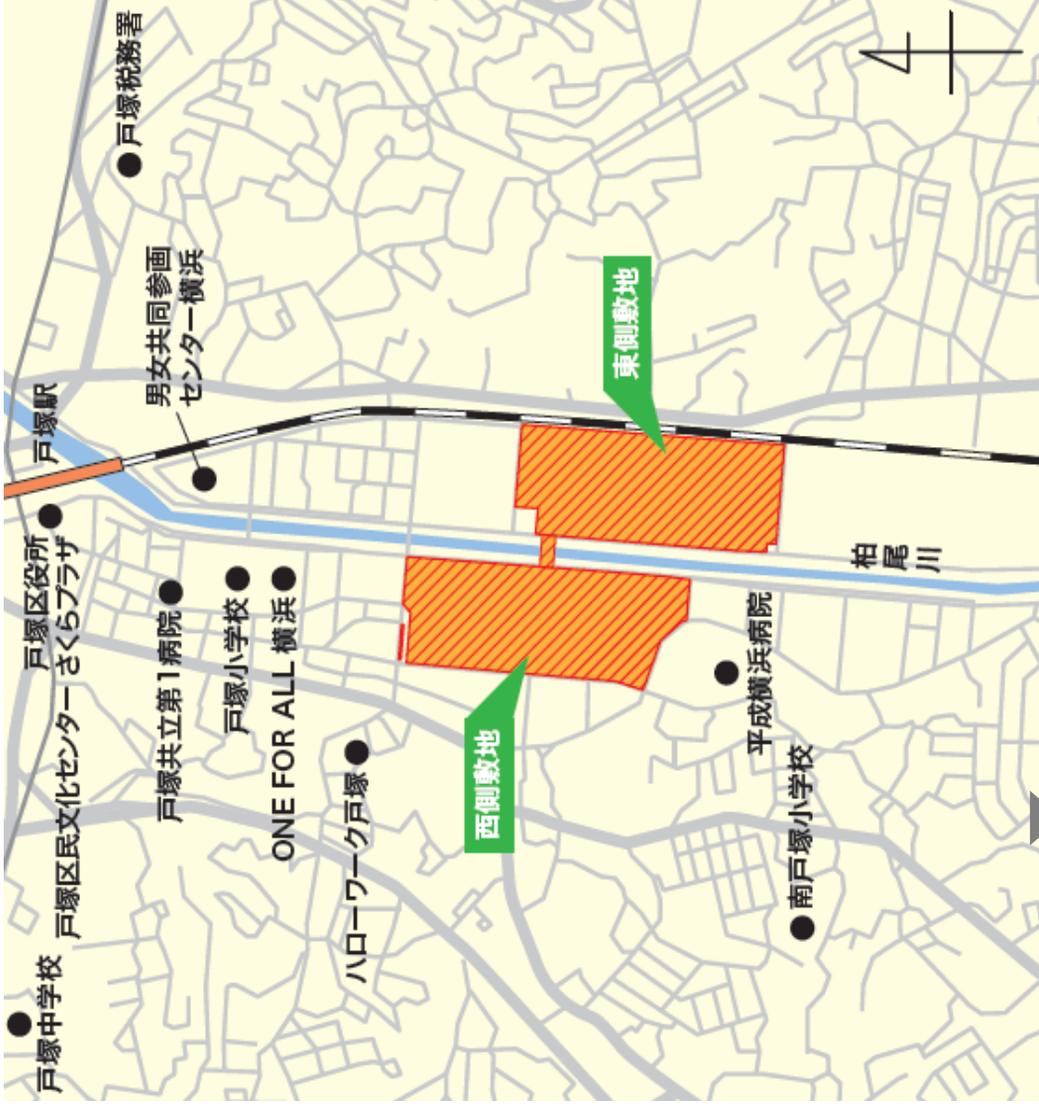
甲 横浜市戸塚区戸塚町16番地17
横浜市戸塚区役所
戸塚区長 國本 直哉

乙 東京都北区浮間五丁目5番1号
中外製薬株式会社
中外ライフサイエンスパーク横浜
事業所長 飯倉 仁

別紙

中外製薬株式会社

中外ライフサイエンスパーク横浜 周辺地図



敷地画地

別紙

中外製薬株式会社

中外ライフサイエンスパーク横浜 構内図

受け入れエリア：エントランス棟、及び会議棟

